

2 市民総合体育館を利用する際の注意事項

- ① 車は必ず駐車場の区画内に駐車してください。
- ② ランニングコースに荷物を置いたりするなど、利用の妨げになるようなことはしないでください。
- ③ 利用の前後に必ず管理人に申し出てください。お帰りの際は利用人数を報告してください。

3 亀が丘体育館を利用する際の注意事項

- ① 車は必ず駐車場の区画内に駐車してください。また、駐車場は体育館下の亀が丘体育館駐車場をお使いください。庁舎車庫棟の前には駐車しないでください。
- ② 冬季期間は屋根からの落雪に注意してください。体育館前のみならず、体育館下駐車場へ向かう階段に落雪の恐れがありますので、通行する際は十分注意してください。
- ③ 照明器具類の消灯、玄関及び窓の戸締り等、利用後は必ず施設の確認をしてください。
- ④ 利用前、利用後は利用日誌を記入し、鍵は必ず市役所の警備員に返却してください。
- ⑤ 団体所有の競技用備品等の管理の徹底をお願いします。必ず団体の名前を明記して所有者を明確にし、指定された場所以外には置かないでください。
- ⑥ 鍵の引継ぎをした場合は、最後の利用者の方は必ず施錠し、市役所の警備員に返却してください。

以上の注意事項を守り、正しく利用してください。